

## 選考委員会規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人タチバナ財団（以下、「この法人」という。）の定款第43条の規定に基づいて設置する選考委員会の組織および運営方法等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (委員)

第2条 委員は、学識経験者等が含まれるものとし、理事会の議決を経て理事長が委嘱する。

2. 委員の数は3名以上10名以内とする。
3. 委員の委嘱期間は2年間とする。但し、再委嘱を妨げない。
4. 委員は、辞任または任期満了後でも、後任者が就任するまでは、前任の委員が、その職務を継続して執行する。

### (選任)

第3条 委員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

- (1) 委員のうち、この法人の役員の数、委員の総数の2分の1を超えてはならない。
- (2) 各委員について、次のイからロに該当する委員の合計数が委員の総数の3分の1を超えないものであること。
  - イ) 当該委員及びその配偶者又は3親等内の親族
  - ロ) 当該委員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

### (委員長)

第4条 委員会に委員長を1人おく。

2. 委員長は、委員の中から互選により選出する。
3. 委員長は、会議の議長となり、委員会の審議の経過および結果について理事長に報告する。
4. 委員長が欠け、または事故あるときは、あらかじめ指名された委員が、その職務を行い、または代理する。

### (会議の招集)

第5条 委員会は、必要に応じて随時、委員長が招集する。

(定足数)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席で成立する。

(議決)

第7条 委員会の決議は、出席した委員の過半数をもって行う。また、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2. 前項の決議について特別の利害関係を有する委員は、その議決に加わることはできない。この場合、その委員の数は前項の委員の数には算入しない。

(書面表決)

第8条 前2条の定めにかかわらず、やむを得ない理由のため、委員会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。

2. 前項の場合において、前2条の規定の適用については、当該委員は、委員会に出席し、かつ、議決したものとみなす。

(委員以外の出席)

第9条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の同意を得て委員以外の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(選考基準)

第10条 助成金対象者の選考は、理事会が別に定める選考基準に基づいて行う。

(委員の責務)

第11条 委員は、助成金候補者の選考を公正に行うとともに、選考過程を明確にするものとする。

2. 選考の過程で知り得た情報ならびに審議の経過および結果については、他に漏らしてはならない。

(議事録)

第12条 委員会の議事については、その経過の要領および結果を記録した議事録を作成する。

2. 議事録には、議長が記名・押印するものとする。

(報酬)

第13条 委員には、委員会に出席の都度、報酬を支給することができる。

2. 報酬の額は、1人一日につき3万円とし、旅費交通費を含むものとする。

3. 報酬の支払いは、その月分をまとめて現金又は銀行振込にて支払うものとする。ただし法令に基づき報酬から控除すべき金額がある場合には、報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

(規程の改廃)

第 14 条 この規程の改廃は、理事会の決議により行うものとする。

(細則)

第 15 条 この規程の実施について必要な事項は、別に委員会が定める。

附則

この規程は、2019 年 11 月 8 日から施行する。

この規程は、2020 年 12 月 1 日から施行する。